

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年(2024年)5月31日	
(あて先) 越谷市長	
提出者 住 所 越谷市東越谷十丁目32番地 氏 名 越谷市立病院 院長 丸 木 親 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 048-965-2221	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	越谷市立病院
事業場の所在地	埼玉県越谷市東越谷十丁目32番地
計画期間	令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	481床
③従業員数	775人(研修医・非常勤職員含む)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	病院 → 運搬 中間処分場 → 委託 運搬 最終処分場

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

※別添「越谷市立病院 特別管理産業廃棄物処理計画書」中の管理組織図のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度(2023年度)）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	排 出 量	107.271 t	t	t
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底により、感染性廃棄物の抑制を図る。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	排 出 量	107.000 t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 継続した分別の徹底により、感染性廃棄物の抑制を図る。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 院内感染対策マニュアルで定めた「廃棄物の取り扱い」の分別表により分別を行っている。また、感染対策委員により定期的にラウンドを実施し、分別の確認を行いながら適正化を図っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 新人職員や異動職員に特別管理産業廃棄物の分別方法等を周知し、適正に取り扱えるようにする。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和5年度(2023年度) ）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	全処理委託量	107.271 t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	107.271 t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組)			

(第5面)

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	全 処 理 委 託 量	107.000 t	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	107.000 t	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)			
変更する予定の取組はありません。				
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	107.271 t		
	(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年(2024年)4月1日

越谷市立病院

1 事業の概要

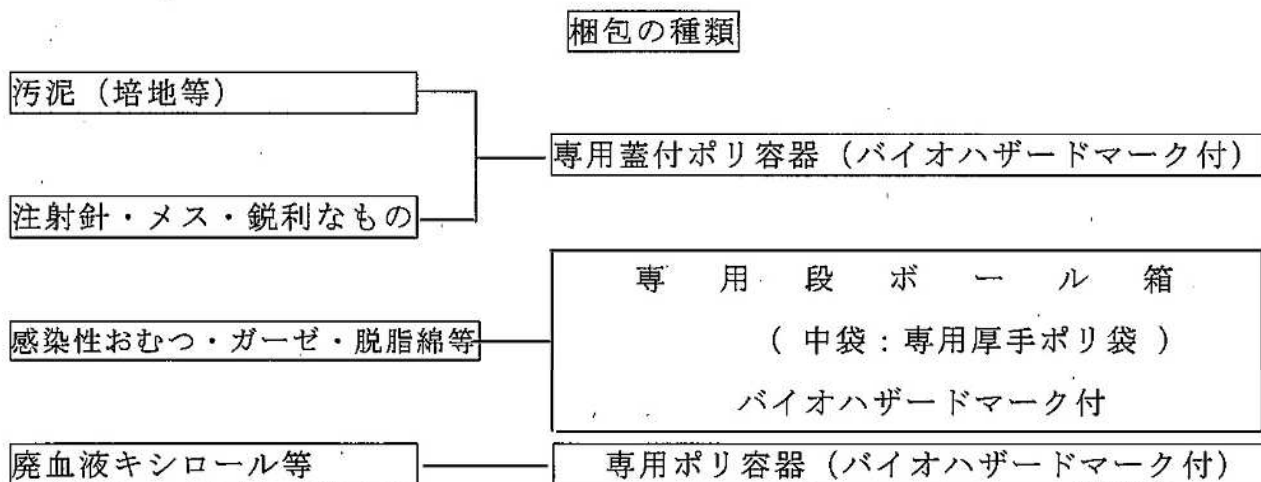
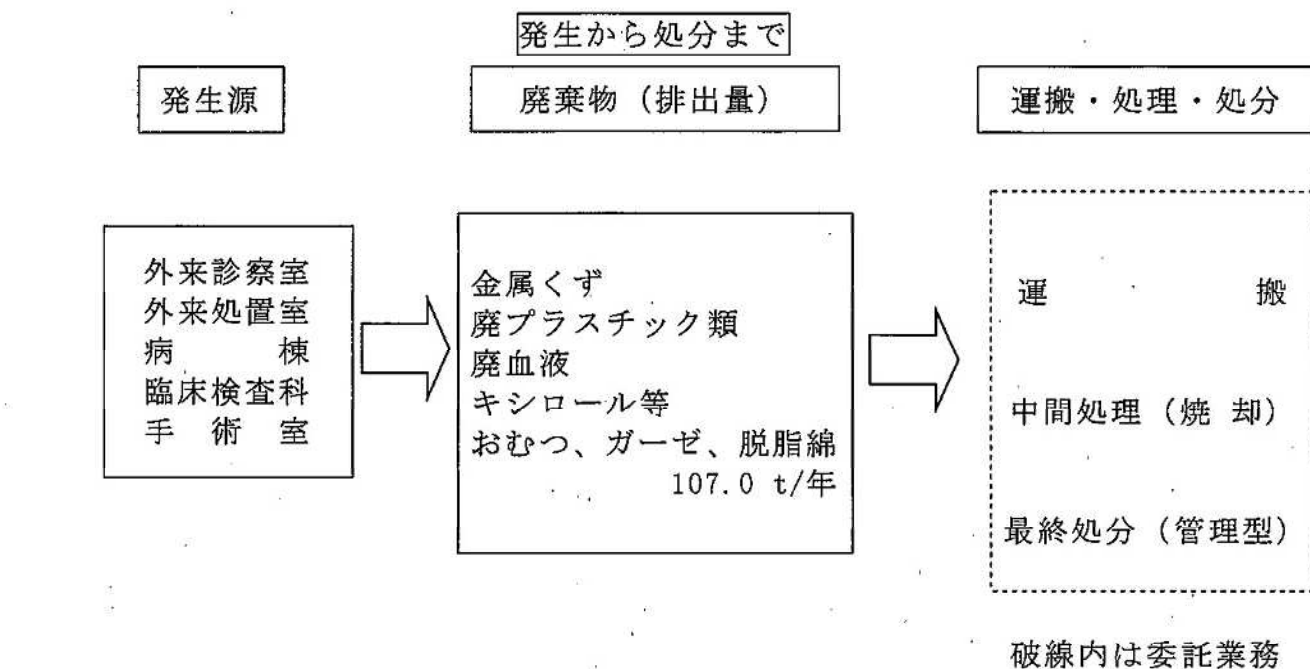
- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| (1) 事業の種類 | 病院 |
| (2) 所在地 | 越谷市東越谷十丁目32番地 |
| (3) 名称及び
代表者 | 越谷市立病院
院長 丸木 親 |
| (4) 設置者 | 住所 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
氏名 越谷市長 福田 晃 |
| (5) 職員数 | 775人(研修医・非常勤職員を含む) |

2 診療の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 診療科目 | 内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、
外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科・婦
人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、リハビリテー
ション科、病理診断科 |
| (2) 救急診療科目 | 内科、外科、小児科、産科・婦人科、脳神経外科 |
| (3) 病棟数 | 10病棟 |
| (4) ベッド数 | 481床 |
| (5) 患者数 | 外来患者数 一日平均 823人
入院患者数 " 342人 |
| (6) 病院配置図 | 別紙のとおり |
| (7) 事業展望 | 当院は、開院以来埼玉県東部保健医療圏における地域の基
幹病院として一般医療のほか他の医療機関では対応が困難な
がん治療等の高度な医療、未熟児医療等の特殊医療、社会的
要請の強い24時間、365日体制の救急医療を引続き行っ
てまいりました。

今後も、地域に開かれた病院として患者サービスを視点
に、地域医療の充実に努めてまいります。 |

(8) 廃棄物処理フロー



(9) 連絡先 廃棄物処理担当課 事務部庶務課（管理）

電話 965-2221 内線2318

965-2351（直通）

3 計画期間

令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

4 特別管理廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

区 分	職 名
総括責任者	病院長
特別管理産業廃棄物管理責任者	臨床検査科技師長
廃棄物処理担当廃棄物処理担当部・課	事務部長
	事務部庶務課長
	事務部庶務課調整幹
	庶務課 管理担当
廃棄物処理担当係の分掌事務	廃棄物処理計画の作成 廃棄物処理の調査、研究及び改善策の検討 産業廃棄物管理票の交付及び管理 運搬業者及び処理業者の調査 特別管理産業廃棄物運搬・処理業者の指導 廃棄物管理状況の把握 職員への教育及び啓発 監督官庁への報告 その他廃棄物の処理に関する事項

(2) 情報の公開

越谷市立病院の廃棄物の状況については、越谷市情報公開条例の規定に基づき公開するものとする。

5 産業廃棄物の処理に関する事項

(1) 基本的事項

廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令その他の規則を遵守するとともに国等の環境行政に協力する。

発生した感染性廃棄物は、公衆衛生の保持及び病原微生物の拡散防止の観点からより安全に配慮した取扱いをしなければならないものであり、このため廃棄物の発生時点において他の廃棄物と分別するものとし、感染性廃棄物の適正処理を確保する。

また、分別の徹底により感染性廃棄物の抑制を図るものとする。

感染性廃棄物の再生利用については、感染事故を招く恐れがあることから感染性廃棄物の再生利用は行わない。

(2) 廃棄物処理の現状

当院から排出される感染性廃棄物は、すべての処理を業者委託するものとする。
感染性廃棄物の取扱いは次の各項によるものとし、自ら汚染源とならないよう努めるものとする。

ア 血液、体液等の混入、付着した廃棄物は、手指等をゴム手袋等で保護して所定の容器に投入する。

イ 注射針等鋭利なものは、手指等を刺傷しないよう注意して所定の容器に投入する。

ウ 微生物等の汚染物については、高圧蒸気滅菌器により院内処理してから廃棄物処理業者に委託する。

エ 液状、泥状の廃棄物は、それぞれその性状ごとに分別して所定の容器に投入する。

オ 院内における運搬については、移動中に内容物が飛散、流出等の恐れがない容器を使用し、蓋等をして梱包された物をカート等により移動させる。

カ 感染性廃棄物の一時保管は指定した場所に保管し、廃棄物の散逸、流出及び盗難等の防止に努める。

キ 保管場所には関係者以外立ち入らないよう施錠するとともに、注意事項等を掲示するものとする。

(3) 目標の設定

病院内の発生時点における廃棄物の性状ごとに分別を徹底することにより（液状・泥状・固形状・鋭利物ごとに梱包）院内感染を防止するとともに、作業にあたる作業員の二次感染防止に努める。

感染性廃棄物の処理はすべて業者委託しているため、定期的な中間処理施設・最終処分施設の現地確認を実施する。

マニフェスト伝票の管理を徹底する。

(4) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

廃棄物関連法令や廃棄物の処理技術について情報収集を行い、廃棄物の適正処

理に努める。

(5) 中長期的課題

感染事故を引き起こす可能性のある廃棄物を取り扱うことから、医療従事者及び処理委託業者の従業員が感染事故を起こすことのないよう、関係官庁等の指示を仰ぎながら、研究・調査を行い感染防止に努めるとともに、分別の徹底を図ることにより廃棄物の減量化に努める。

(6) 業者委託の選定基準

医療廃棄物の処理に適した施設であるか確認するとともに、収集容器・運搬車等が適しているか確認する。

・処理能力の確認

1日当たり1t以下から200t以上処理できるものがあることから、小規模施設では能力オーバーとなる恐れがあることから、十分留意する必要がある。

・処理施設の構造基準の確認

ア 外気と遮断された状態で、廃棄物を連続的に供給できる供給装置があるか。

イ 排ガス設備を備えているか。

ウ 燃焼室が燃焼ガス温度を摂氏800度以上で20秒以上滞留できる構造になっているか。

エ 電気集塵機の性能はどうか。

オ 各種設備には連続的に測定記録装置が設置されているか。

・維持管理基準

ア 燃焼ガス温度を摂氏800度以上に保つこと。

イ 排ガス中のばいじん・塩化水素・窒素酸化物・一酸化炭素濃度を常時監視でき、それらがすべて基準値以下であること。

ウ 排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、それらが基準値以下であること。

エ 排水の水質測定を定期的 to 実施し、それが基準値以下であること。

オ メンテナンス時に炉が停止した場合において、その対応策が定められていること。

・保管施設の確認

ア 感染性廃棄物の専用容器を保管する施設がどれだけのキャパシティを有し

ているか。

イ 感染防止対策は、適正に定められているか。

・供給方法の確認

専用容器を飛散させないで燃焼炉に供給できるかどうか。

・使用する容器について

感染性廃棄物の収容容器については、非貫通性で堅牢かつ機密性の高い容器を使用していること。

・運搬車両の確認

感染性廃棄物を運搬する車両であることから、運転室と荷室が構造的に別れており、荷崩れ等を起こして廃棄物を飛散させないものであること。

・その他の確認事項

許可証の確認・委託契約の確認・マニフェスト伝票の交付及び確認・廃棄物取扱手順書の確認・従業員の健康管理及び教育の確認・処理業者の経営状況等の確認。

2 緊急時の連絡体制

